

中国高等学校体育連盟表彰規定

第1条 中国高等学校体育連盟は、本連盟発展のため功績のあった者を本規定に基づき感謝状を贈る。

第2条 表彰は加盟各県の推薦に基づき選考委員会によって、審査のうえ決定する。

選考委員会は理事により構成する。

第3条 選考の基準は次のとおりとする。

- ① 役 職 会長・副会長・理事長・理事・事務局長・その他功績のあったもの
(但し同一人を重ねて表彰しない)
- ② 年 数 通算在年2年以上
- ③ 時 期 その職を退いた時
- ④ 支 出 各県高等学校体育連盟事務局より支出する。

第4条 その他各専門部の表彰については、専門部長名で表彰する。

(経費については専門部負担)

第5条 この規定の改廃は理事会の議を経て行うものとする。

附 則 この規定は昭和46年4月1日から施行する。

昭和51年	5月18日	一部改正
昭和62年	5月1日	一部改正
平成元年	5月19日	一部改正
平成3年	5月13日	一部改正
平成8年	5月1日	一部改正
平成10年	5月1日	一部改正
平成11年	4月27日	一部改正
平成16年	11月15日	一部改正
平成20年	5月16日	一部改正